地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正新旧対照表

改 正 後

第1章 一般的事項

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。(法 $1705 \cdot 1706$ 、66016)

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) (1)により決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた申告 納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出(調査による更正決定を予知して されたものを除く。)に伴って行われることとなる不申告加算金についてする決 定は、(1)にかかわらず、当該申告書の提出があった日から3月を経過する日ま で、することができるものであること。
- (6) (1)から(5)までにかかわらず、偽りその他不正の行為により税額を免れ若しくは税額の還付を受けた地方税(当該脱税が地方税の一部である場合は当該地方税の全部)についての更正、決定若しくは賦課決定又はその地方税に係る加算金の決定は、特に課税の適正化を図り、税負担の公平を確保する必要があるため、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで行うことができるものであること。
- (7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(6)までに規定した更正、決定等をすることができる期間経過後においても、次に定める日まではすることができるものであること。ア〜エ略
- (8) 所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、法人住民税、事業税(収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに法第72条の50第2項の規定により課するものを除く。)又は地方消費税についての更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定は、国税の確定と関連しているので、(1)から(7)までに掲げる期間経過後においても、①所得税、法人税又は消費税について更正又は決定があった場合は、その更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から、②所得税、法人税又は消費税についての期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合は、その提出があった日の翌日から、③所得税、法人税又は消費税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決

第1章 一般的事項

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

改

46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。(法 $1705 \cdot 1706$ 、令6016)

正

前

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) (1)から(4)までにかかわらず、偽りその他不正の行為により税額を免れ若しくは税額の還付を受けた地方税(当該脱税が地方税の一部である場合は当該地方税の全部)についての更正、決定若しくは賦課決定又はその地方税に係る加算金の決定は、特に課税の適正化を図り、税負担の公平を確保する必要があるため、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで行うことができるものであること。
- (6) (1)から(5)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(5)までに規定した更正、決定等をすることができる期間経過後においても、次に定める日まではすることができるものであること。ア〜エ 略
- (7) 所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、法人住民税、事業税(収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに法第72条の50第2項の規定により課するものを除く。)又は地方消費税についての更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定は、国税の確定と関連しているので、(1)から(6)までに掲げる期間経過後においても、①所得税、法人税又は消費税について更正又は決定があった場合は、その更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から、②所得税、法人税又は消費税についての期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合は、その提出があった日の翌日から、③所得税、法人税又は消費税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決

又は判決があった場合は、その裁決等があった日の翌日からそれぞれ起算して2 年間行うことができるものであること。

第13節 雑則

62 事業者等への協力要請

徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、<u>事業者等</u>に簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるものであるが、その運用については次の諸点に留意すること。(法20の11)

- (1) 法第20条の11の規定は、<u>事業者等</u>に対する徴税吏員の協力要請に法的根拠を与えるものであること。
- (2)及び(3) 略

第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

65 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

(1) 法附則第3条の2第1項に規定する<u>延滞金特例基準割合</u>は、<u>平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)</u>に年1%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2①)

なお、平均貸付割合については、租税特別措置法の規定により、毎年11月3 0日までに告示されるものであること。

- (2) 法附則第3条の2第2項の規定の適用を受ける場合の延滞金の割合は、各年 の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合であること。(法附則3の2 ②)
- (3) 法附則第3条の2第3項に規定する猶予特例基準割合は、平均貸付割合に年 0.5%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2③)
- (4) 法附則第3条の2第4項に規定する還付加算金特例基準割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2④)
- (5) (1)から(4)までの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の 額の計算において、(1)から(4)までに規定する加算した割合(延滞金特例基準 割合を除く。)が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とするも のであること。(法附則3の2⑤)

なお、(1)から(4)までの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

又は判決があった場合は、その裁決等があった日の翌日からそれぞれ起算して2 年間行うことができるものであること。

第13節 雑則

62 官公署等への協力要請

徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、<u>官公署等</u>に簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるものであるが、その運用については次の諸点に留意すること。(法20の11)

- (1) 法第20条の11の規定は、<u>官公署等</u>に対する徴税吏員の協力要請に法的根拠を与えるものであること。
- (2)及び(3) 略

第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

65 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合 は、その年の前年に 租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 に 年1%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2、令附則3 の2)

なお、これらの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

1 法第292条第1項第7号<u>及び同項第12号</u>の配偶者<u>並びに</u>同項第9号の親族とは、民法の規定するところに従い、配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいうものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであること。また、法第292条第1項第11号の夫、離婚及び婚姻並びに同項第12号の婚姻とはそれぞれ民法の規定するところによるものであること。

ただし、当分の間、法第295条第1項第2号の規定による非課税の範囲を認定する場合において寡婦であるかどうかの判定に当たっては、その者が太平洋戦争終結前に元の陸海軍に属していた者(戦死若しくは戦病死した者又は引き続いて生死が明らかでない者に限る。)と死亡当時又は太平洋戦争終結当時内縁関係にあった場合は、寡婦として取り扱うものとすること。(法292 \mathbb{Q} \mathbb{Q}

- **2の2** 寡婦及びひとり親に係る事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者 については、自ら内縁関係にあることを届け出たこと等により、住民票上の世帯主 との続柄として、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める記載があること によって認定するものであること。 (法292①XI・XII)
- (1) 規則第1条の9の7第1号に掲げる場合 「夫(未届)」その他これと同一 の内容の記載(則1の9の7I)
- (2) 規則第1条の9の7第2号に掲げる場合 「妻(未届)」その他これと同一 の内容の記載(則1の9の7Ⅱ)
- (3) 規則第1条の9の8各号に掲げる場合 「夫(未届)」又は「妻(未届)」 その他これらと同一の内容の記載(則1の9の8)

第2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)を含む。)で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事

1 法第292条第1項第7号 の配偶者及び 同項第9号の親族とは、民法の規定するところに従い、配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいうものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであること。また、法第292条第1項第11号の夫、離婚及び婚姻並びに同項第12号の妻、離婚及び婚姻とはそれぞれ民法の規定するところによるものであること。

ただし、当分の間、法第295条第1項第2号の規定による非課税の範囲を認定する場合において寡婦であるかどうかの判定に当たっては、その者が太平洋戦争終結前に元の陸海軍に属していた者(戦死若しくは戦病死した者又は引き続いて生死が明らかでない者に限る。)と死亡当時又は太平洋戦争終結当時内縁関係にあった場合は、寡婦として取り扱うものとすること。(法292 \mathbb{I} VII・IX・XII・XII・295 \mathbb{I}

第2 法人の納税義務者

8 市町村内に事務所又は事業所がある法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)を含む。)で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事

務所又は事業所がある法人税法第2条第5号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等(同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。)で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託(法第294条第1項第5号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。(法294①Ⅲ・Ⅳ・V・⑦)

この場合においては、次の諸点に留意すること。

 $(1)\sim(5)$ 略

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4®)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から<u>令和</u> 3年12月31日まで の間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項 において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした 務所又は事業所がある法人税法第2条第5号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等(同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合 、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。)で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託(法第294条第1項第5号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。(法294①Ⅲ・Ⅳ・V・⑦)

この場合においては、次の諸点に留意すること。

 $(1)\sim(5)$ 略

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4®)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から<u>平成</u> 31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項 において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした 場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用 財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用 に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた 損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の 市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除して もなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①Ⅰ)

- 17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2®)なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。
- (1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から 令和3年12月31日まで の間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

(2)及び(3) 略

第4 税率及び税額の計算

場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用 財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用 に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた 損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の 市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除して もなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

- 17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2®)なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。
- (1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から 平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下こ の項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)を した場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場 合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた 損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の 市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除して もなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損 失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における 当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価 の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

第4 税率及び税額の計算

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金((3)から(7) までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。) を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金 額及び 山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には 、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金 額の100分の6(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以 下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、10 0分の8)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に 規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、 当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の 6 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8) に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税 義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額 から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を 超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法3) 1407(1)

(1)及び(2) 略

(3)	所得税法	第7	8条第2項第2号の規定に基づき
財務力	大臣が指定した寄附金		

- (4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金 ア 所得税法施行令 第217条第1号に規定する独立行政法人
- イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から<u>第6号</u>までに掲げる業務を主たる 目的とするものに限る。)

ウ~キ 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金((3)から(7) までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。) を支 出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得 金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には 、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金 額の100分の6(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以 下この章において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、10 0分の8)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に 規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、 当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の 6 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8) に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税 義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額 から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を 超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法3) 1407(1)

(1)及び(2) 略

- (3) 所得税法<u>(昭和40年法律第33号)</u>第78条第2項第2号の規定に基づき 財務大臣が指定した寄附金
- (4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金 ア 所得税法施行令 (昭和40年政令第96号) 第217条第1号に規定する独立行政法人
- イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から<u>第5号</u>までに掲げる業務を主たる 目的とするものに限る。)

ウ~キ 略

- (5) 略
- (6) 租税特別措置法 第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び(7)に掲げる寄附金を除く。)

(7) 略

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 平成26年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第11項並びに附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定については、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。(法附則5の6②)
- (5) 略
- **24の6** 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、 総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税 義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面(正本に限る。)によら (5) 略

(6) 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金 (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び(7)に掲げる寄附金を除く。)

(7) 略

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 平成26年度から<u>平成50年度</u>までの各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第11項並びに附則第5条の5第2項(これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定については、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。(法附則5の6②)

(5) 略

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、 総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税 義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面(正本に限る。)によら なければならないものであること。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項 の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなす ものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。(法附則7⑩・⑪)

(6)~(12) 略

- 28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に 当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2⑤~⑧)
- (1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

 $(2)\sim(5)$ 略

第3節 申告制度

- **31の2** 給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>については、次の諸点に留意すること。(法317の3の2)
- (1) 給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>は、この申告書により把握した16歳未満の 扶養親族の数<u></u>を、給与支払報告書の所定の欄に 転記することに用いるものであること。
- (2) 給与所得者の扶養親族申告書 は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書

なければならないものであること。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年 法律第151号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は 、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすことができるものである こと。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該 申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特 例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければな らないこと。(法附則7⑩・⑪)

(6)~(12) 略

- 28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に 当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2⑤~⑧)
- (1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成33年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成33年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

 $(2)\sim(5)$ 略

第3節 申告制度

- **31の2** 給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>については、次の諸点に留意すること。(法317の3の2)
- (1) 給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>は、この申告書により把握した16歳未満の 扶養親族の数<u>及び単身児童扶養者の該当の有無</u>を、給与支払報告書の所定の欄に 転記することに用いるものであること。
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書

(所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。

- (3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を経由せずに市町村長に 提出する場合においても、給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>に記載すべき全ての扶 養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。

- (3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、 給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただ し、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たっ て給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する 扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを 証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務 者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶 養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民 税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連 の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出 することも妨げないこととしていること。
- (4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を経由せずに市町村長に 提出する場合においても、給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>に記載すべき全ての扶 養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは 、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に 掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

- (8) 給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。
- (9) 給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>を提出した者が年の中途においてその提出を 経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効 力を失うものであること。
- (10) その他給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとすること。
- **31の3** 公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)
- (1) 公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>は、この申告書により把握した16歳 未満の扶養親族の数_____を、公的年金等支払報告書 の所定の欄に転記することに用いるものであること。
- (2) 公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u> は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法<u>第203条の6第1項</u>の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。
- (3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個

- (8) 給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。
- (9) 給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>を提出した者が年の中途においてその提出を 経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効 力を失うものであること。
- (10) その他給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとすること。
- **31の3** 公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)
- (1) 公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>は、この申告書により把握した16歳 未満の扶養親族の数<u>及び単身児童扶養者の該当の有無</u>を、公的年金等支払報告書 の所定の欄に転記することに用いるものであること。
- (2) 公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法<u>第203条の5第1項</u>の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。
- (3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個

人住民税に係る<u>扶養親族申告書</u>を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由 して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を経由せず に市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>に 記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>に記載すべき扶養親族に該当するかど うかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において 、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

- (7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>及び国外扶養親族証明書類(規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。)は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。
- (8) その他公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>の取扱いについては、所得税の 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとすること。

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((14)及び(15)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292①IV)

人住民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>を提出する際に、所得税における書類の提出等 と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由 して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を経由せず に市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>に 記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>に記載すべき扶養親族に該当するかど うかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において 、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

- (7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>及び国外扶養親族証明書類(規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。)は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。
- (8) その他公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>の取扱いについては、所得税の 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとすること。

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((14)及び(15)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292①IV)

- (1) 略
- (2) 法人税額からの外国税額の控除(法人税法69<u>・144の2</u>、措置法66の7①・66の9の3①)
- (3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除(法人税法69の2<u>・144</u> <u>の2の2</u>、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の 6の4④)

(4) 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除<u>及び特別試験研究費</u>に係る法人 税額の特別控除

______(中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第4項に規定する 中小企業者等をいう。以下45及び45の2において同じ。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法42の4、法附則8①・②)

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措置法42の10②・⑤・⑥)

(7)~(12) 略

- (13) <u>認定特定高度情報通信技術活用設備</u>を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。) (措置法<u>42の12の5の2②・⑤・⑥</u>、法附則8⑤)
- (14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除(措置 法66の7④~⑥・⑧~⑩)
- (15) 略
- **45の2** 45(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 法人が45(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況

(1) 略

- (2) 法人税額からの外国税額の控除(法人税法69_____、措置法66の7①・66の9の3①)
- (3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除(法人税法69の2_______、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④)

(4) 略

- (5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費 に係る法人税額の特別控除及び売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下45及び45の2において同じ。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法42の4、法附則8①・②)
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措置法42の10②・⑥・⑦)

(7)~(12) 略

- (13) <u>革新的情報産業活用設備</u> を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。) (措置法<u>42の12の6②・⑤・⑥</u>、法 附則8⑤)
- (14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除(措置 法66の7④・⑤・⑦~⑨)
- (15) 略
- **45の2** 45(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小企業者等である かどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 法人が45(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした<u>革新的情報産業活用設備</u>を事業の用に供した日の現況

により判定するものとする。

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法292①IVのⅢ)

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除<u>及び特別試験研究費</u>に係る法人 税額の特別控除

(法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等(以下45の4及び45の6において「中小連結親法人等」という。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法68の9、法附則8③・④)

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措置法68の14②・⑥・⑦)

(7)~(12) 略

(13) <u>認定特定高度情報通信技術活用設備</u>を取得した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。) (措置法<u>68の15の6の2</u>、法附則8 (⑥)

(14)及び(15) 略

45の6 45の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小連結親法人 等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 法人が 45 の 4 (13) における中小連結親法人等に該当する法人であるかどう

により判定するものとする。

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法292①IVのIII)

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費 に係る法人税額の特別控除及び売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除(法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等(以下45の4及び45の6において「中小連結親法人等」という。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法68の9、法附則8③・④)
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措置法68の14②・⑦・⑧)

(7)~(12) 略

(13) <u>革新的情報産業活用設備</u> を取得した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。) (措置法<u>68の15の7</u>、法附則8 (⑥)

(14)及び(15) 略

45の6 45の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小連結親法人 等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 法人が45の4(13)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどう

かは、その取得等をした<u>認定特定高度情報通信技術活用設備</u>を事業の用に供した 日の現況により判定するものとする。

5 1の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法<u>第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額(同法<u>第66条の7第5項</u>に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同法第68条の91第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。)のうち、同法<u>第66条の7第5項</u>に規定する法人税の額及び<u>同条第11項</u>に規定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の824)

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 法第321条の8第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法<u>第66条の7第5項</u>又は第68条の91第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令48の12の2②)
- 5 4の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連

かは、その取得等をした<u>革新的情報産業活用設備</u>を事業の用に供した 日の現況により判定するものとする。

5 1の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法<u>第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額(同法<u>第66条の7第4項</u>に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同法第68条の91第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。)のうち、同法<u>第66条の7第4項</u>に規定する法人税の額及び<u>同条第10項</u>に規定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の824)

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 法第321条の8第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法<u>第66条の7第4項</u>又は第68条の91第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令48の12の2②)
- 5 4の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号) の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法人税法の規定による青色申告 書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の 7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。)若しくは当該連結 親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連

結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定 する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の 2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規 定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。) に対して当該認定地方公共団体が行う まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当 該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている 同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属 的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを 除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該 特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を 含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出 事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下 54の2において「寄附金支出連結事業年度」という。) において、法附則第8条 の2の2第7項から第12項までの規定による控除(以下54の2において「特定 寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、 次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の34.3に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額(当該法人税割額のう

結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定 する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の 2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規 定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。) に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当 該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている 同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属 的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを 除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該 特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を 含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出 事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下 54の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条 の2の2第7項から第12項までの規定による控除(以下54の2において「特定 寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、 次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の15 に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額(当該法人税割額のう

ちに法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2⑦・⑨)

(4) 略

第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から<u>令和5年3月31日まで</u>の間にした土地の 譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留 意すること。(法附則33の3®)

第8節 譲渡所得の課税の特例

- **77** 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。 (1) 略
- (2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とされているものであること。(法附則34④)
- (3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等 の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の 2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲

ちに法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2⑦・⑨)

(4) 略

第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から<u>平成32年3月31日まで</u>の間にした土地の 譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留 意すること。(法附則33の3®)

第8節 譲渡所得の課税の特例

- 77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。
- (1) 略
- (2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とされているものであること。(法附則34④)
- (3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等 の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の 2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲

渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第3</u>5条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4)及び(5) 略

第3章 固定資産税

第1節 通則

第2 納税義務者

- 11 市町村が政令に定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、課税することができるものであるが、この規定は、現実に当該資産を使用収益している者が存在しているにもかかわらず、所有者の存在が一人も特定できない場合には、原則どおり所有者を納税義務者とすれば誰にも課税できないこととなることから、こうした場合に限り、実質的にその固定資産の利益を享受している使用者に対し負担を求めることで課税の公平性を確保する必要がある場合に、課税庁の判断により課税することができることとしているものであること。したがって、住民票や戸籍等により所有者が明らかであるが、その住所が特定できない場合は、公示送達(法第20条の2)により納税の告知の効力を有効に生じさせることができるため、本規定を適用することはできないものであること。(法343④)
- 11の2 法第343条第4項又は第5項の規定により使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録するに当たっては、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならないこととしているが、この通知は、使用者は、通常、固定資産税の納税義務があることを認識できないことを踏まえ、課税の予見可能性を高める趣旨で設けられた事前予告的な性格のものであること。(法343④・⑤)
- **12** 公有水面埋立法の規定による埋立地等で竣功前に使用されているものは土地と みなして、国又は地方公共団体以外の者が造成する埋立地等にあっては埋立権者、

渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第3</u>5条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4)及び(5) 略

第3章 固定資産税

第1節 通則

第2 納税義務者

11 公有水面埋立法の規定による埋立地等で竣功前に使用されているものは土地と みなして、国又は地方公共団体以外の者が造成する埋立地等にあっては埋立権者、 国又は地方公共団体が造成する埋立地等で当該国又は地方公共団体以外の者が使用するものにあっては、現に使用する者(土地改良法の規定により国又は都道府県が造成する埋立地等を無償で一時使用する入植者等を除く。)に課税することができるのであるが、この規定による埋立地等に対する課税は、埋立の竣功認可等の処分が埋立予定地域の全部の完了を待って行われることが通常であるため、当該処分前において既に造成された埋立地等が一般の土地と異ならない状態で使用されていることが多いことにかんがみ、土地に対する固定資産税の負担の均衡を確保するために設けられたものであること。(法343®)

13 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下本項において同じ。)が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸し、かつ、当該他の者がこれを事業の用に供しているものについては、当該他の者をもって固定資産税の納税義務者である所有者とみなすこととされているが、これは、当該資産については、信託業務の運営上、名目上の所有権者は信託会社となっているが、信託会社が名目的な所有権を保有するにとどまり、当該資産の実質的な収益の帰属はむしろ当該資産を現に使用収益し、究極的には、その所有権を取得することとなる当該他の者に帰属するものと考えられるので、このような事実を考慮して実態に即するように、当該他の者に固定資産税を負担させることとしているものであること。(法3439)

第3 非課税の範囲等

14~19 略

第2節 課税標準、税率及び免税点

第1 課税標準及びその特例

20~24の2 略

国又は地方公共団体が造成する埋立地等で当該国又は地方公共団体以外の者が使用するものにあっては、現に使用する者(土地改良法の規定により国又は都道府県が造成する埋立地等を無償で一時使用する入植者等を除く。)に課税することができるのであるが、この規定による埋立地等に対する課税は、埋立の竣功認可等の処分が埋立予定地域の全部の完了を待って行われることが通常であるため、当該処分前において既に造成された埋立地等が一般の土地と異ならない状態で使用されていることが多いことにかんがみ、土地に対する固定資産税の負担の均衡を確保するために設けられたものであること。(法343⑦)

12 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下本項において同じ。)が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸し、かつ、当該他の者がこれを事業の用に供しているものについては、当該他の者をもって固定資産税の納税義務者である所有者とみなすこととされているが、これは、当該資産については、信託業務の運営上、名目上の所有権者は信託会社となっているが、信託会社が名目的な所有権を保有するにとどまり、当該資産の実質的な収益の帰属はむしろ当該資産を現に使用収益し、究極的には、その所有権を取得することとなる当該他の者に帰属するものと考えられるので、このような事実を考慮して実態に即するように、当該他の者に固定資産税を負担させることとしているものであること。(法343®)

第3 非課税の範囲等

13~18 略

第2節 課税標準、税率及び免税点

第1 課税標準及びその特例

19 削除

20~24の2 略

第7節 土地に係る固定資産税の特例

- 45 市町村長は、<u>令和元年度分</u>又は<u>令和2年度分</u>の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを<u>令和元年度分</u>又は<u>令和2年度分</u>の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとすること。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。(法附則17の2⑩)
- 4 6 負担調整措置の対象となる土地については、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。(法432①、法附則28①・②)

第4章 軽自動車税

第3節 種別割

第3 税率の特例

33 平成31年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項から第4項までの特例措置(軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課))については<u>令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に、<u>令和2年4月1日</u>に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)については<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)については<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。(法附則30②~④)

第5章 市町村たばこ税

第3 課税標準

9 パイプたばこ等の本数への換算方法

第7節 土地に係る固定資産税の特例

- 45 市町村長は、<u>平成31年度分</u>又は<u>平成32年度分</u>の固定資産税について、当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを<u>平成31年度分</u>又は<u>平成32年度分</u>の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとすること。この措置が講じられているのは、第2年度又は第3年度においても土地の価格を修正価格により決定すべきことを申し立てる場合においては審査の申出をすることができるものであること等を考慮されたものであること。(法附則17の2⑩)
- 46 負担調整措置の対象となる土地については、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度において、法第381条に定めるもののほか、調整固定資産税額又は据置固定資産税額の算定の基礎となった額を土地課税台帳等に登録すべきものとされているが、これは、これらの年度において、納税者の便に資するため併記することとしているものであり、当該額についての固定資産評価審査委員会に対する審査の申出はできないものであること。(法432①、法附則28①・②)

第4章 軽自動車税

第3節 種別割

第3 税率の特例

33 平成31年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項から第4項までの特例措置(軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課))については平成32年度分の軽自動車税の種別割に、平成32年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)については平成33年度分の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。(法附則30②~④)

第5章 市町村たばこ税

第3 課税標準

9 パイプたばこ等の本数への換算方法

たばこ税の課税標準は紙巻たばこの本数によるものとされており、パイプたばこ等の紙巻たばこ以外の製造たばこ(<u>葉巻たばこ及び</u>加熱式たばこを除く。以下 9 において同じ。)については、その重量を紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。(法 $467② \cdot 4$ 、令 5302 ① \cdot ③)

(1) 紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに1個当たりの重量(包装又は容器の重量を除く。)を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目1個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たば この重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められる ときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支え ないものであること。

 $(2)\sim(4)$ 略

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法467②・④、令53の2①・③)

- (1) 葉巻たばこの重量計算
- <u>ア</u> <u>薬巻たばこの重量(包装又は容器の重量を除き、吸口部分として装着された</u> マウスピース等の重量を含む。) は、原則として1本ごとに計量するものとす

たばこ税の課税標準は紙巻たばこの本数によるものとされており、パイプたばこ等の紙巻たばこ以外の製造たばこ(加熱式たばこを除く。以下 9 において同じ。)については、その重量を紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。(法 4 6 7 ②・④、令 5 3 の 2 ①・③)

(1) 紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに1個当たりの重量(包装又は容器の重量を除く。)を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目1個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

また、数本の葉巻たばこが収容された製造たばこの品目の重量は、収容された 1本ごとの重量で前記により測定した標準的な重量に収容本数を乗じて得た重量 として差し支えないこと。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たば この重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められる ときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支え ないものであること。

 $(2)\sim(4)$ 略

る。ただし、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該葉巻たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満 2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造た ばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ(令和2年 10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係る葉巻た ばこについては、1本当たりの重量が0.7グラム未満のもの)を「軽量な葉 巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

- ア 売渡し等に係る軽量な葉巻たばこの品目ごとの本数を計算すること。 この場合、数本の軽量な葉巻たばこが個装等に収容されている場合には、品 目ごとの個装等の収容本数に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品 目ごとの本数を計算すること。
- イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本(令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係 るものについては、紙巻たばこの0.7本)に換算して計算すること。

<u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨</u>てるものであること。

- (3) 軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこの本数換算
 - ア (1)により計量した品目ごとの1本当たりの重量に、売渡し等に係る本数を

乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

また、数本の葉巻たばこが収容された個装等ごとの重量を、収容された1本 ごとの重量((1)アによりグラム位未満1位にとどめた重量)に収容本数を乗 じて得た重量とし、個装等ごとの重量に、売渡し等に係る個装等の数量を乗じ て、品目ごとの総重量を計算することとして差し支えないものであること。

- イ アにより計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙 巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。 なお、紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があると きは、その端数を切り捨てるものであること。
- (4) (2)により計算した軽量な葉巻たばこの本数と(3)により計算したそれ以外 の葉巻たばこの本数を合計すること。
- (5) (2)及び(3)の計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものである こと。

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

- (1) 略
- (2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第467条第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「旧重量換算本数」という。)、同項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「新重量換算本数」という。)及び同項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「小売定価等換算本数」という。)のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとすること。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換 算本数は、この項により算出することに留意すること。

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 略

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第467条第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「旧重量換算本数」という。)、同項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「新重量換算本数」という。)及び同項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「小売定価等換算本数」という。)のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとすること。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換 算本数は、この項により算出することに留意すること。 ア 平成30年10月1日から令和元年9月30日 までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 令和元年10月1日 から令和2年9月30日 までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 令和2年10月1日 から令和3年9月30日 までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

エ 令和3年10月1日 から令和4年9月30日 までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売定価等換算本数×0.8

ア 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

エ 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売定価等換算本数×0.8